

磐梯町 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編・区域施策編)

概要版

令和7年〇月

福島県磐梯町

1－1．地球温暖化対策実行計画・地方公共団体実行計画とは

「地球温暖化対策計画」（平成 28(2016)年 5 月 13 日閣議決定）は、国の削減目標を達成するための政策をまとめたものです。

1－2．区域施策編とは

「区域施策編」は、地方公共団体の区域内の排出、すなわち住民・事業者も含む排出削減計画です。

1－3．事務事業編とは

「事務事業編」は、地方公共団体の施設・事業からの排出、すなわち事業者としての地方公共団体の温室効果ガスの「排出量の削減」及び「吸収作用の保全及び強化」のための措置に関する計画です。

図 1 各計画の相関



2－1．計画策定の背景

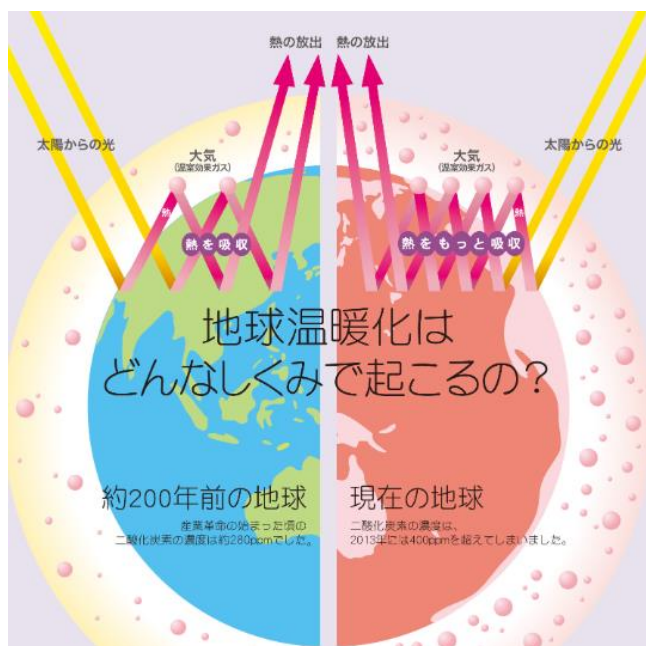
(1) 気候変動の影響

地球の平均気温が長期的に上昇する現象を『地球温暖化』といいます。主な原因は、温室効果ガスの増加であり、温室効果ガスは人間の活動（化石燃料の燃焼、森林伐採、工業活動など）によって二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）によって大気中に放出されます。

地球は太陽からのエネルギーを受け取り地表で吸収されます。エネルギーは地表から赤外線（熱）として放出されますが、温室効果ガスは、この赤外線を吸収し、再び地表に向けて放出します。このプロセスにより地表から放出される熱が大気中に留まることで地球の表面温度が上昇します。

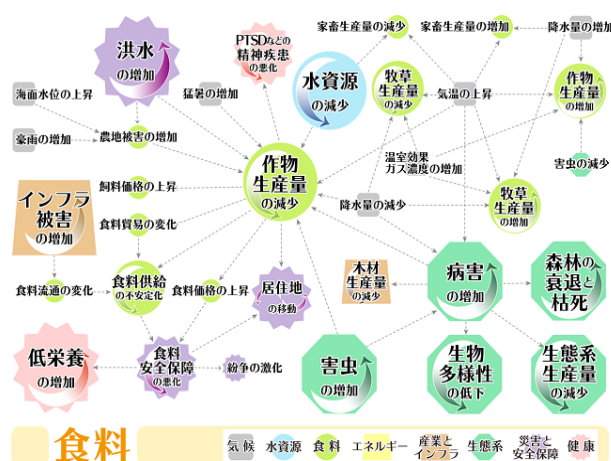
これが地球温暖化と言われる現象で、異常気象、海面上昇、生態系への影響などの自然界における影響のみならず、インフラや食料問題、水不足など人間社会を含め深刻な影響を引き起こしています。

図 2-1-1 地球温暖化のメカニズム



[出典：全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA) HP]

図 2-1-2 食料分野における気候変動影響の連鎖

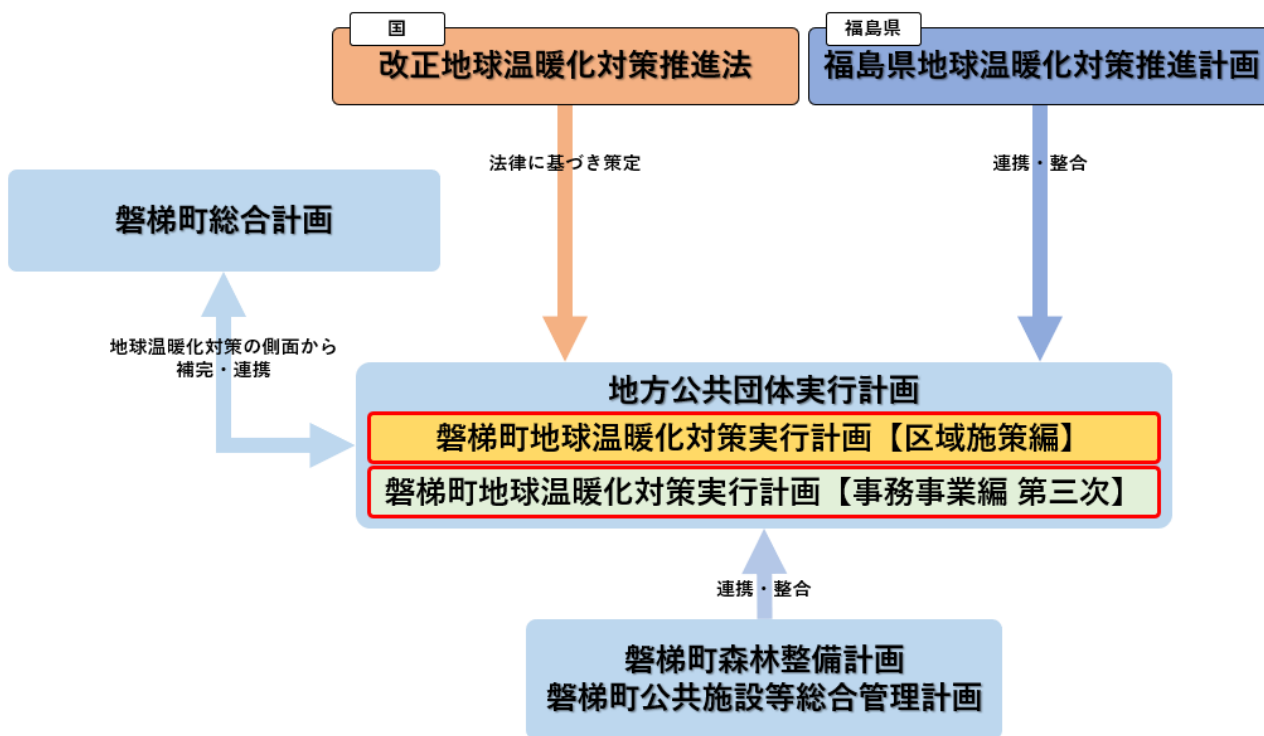


[出典：国立研究開発法人 国立環境研究所 HP]

2-2. 計画の位置づけ、計画期間・基準年度・目標年度

(1) 計画の位置づけ

図 2-2-1 計画の位置づけ



本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 21 条第 3 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）として、磐梯町総合計画を地球温暖化対策の側面から補完する計画として策定します。改正地球温暖化対策推進法を根拠法令とし、福島県地球温暖化対策推進計画、磐梯町森林整備計画、磐梯町公共施設等総合管理計画等とも整合を図り推進していきます。

（２）計画期間・基準年度・目標年度

国の地球温暖化対策計画、福島県地球温暖化対策推進計画を踏まえ、

計画期間：令和 7(2025)～令和 12(2030)年度の 6 年間

基準年度：平成 25(2013)年度

目標年度：短期目標として令和 12(2030)年度、中期目標として令和 22(2040)年度とします。

＞最終的な長期目標年度は令和 32(2050)年度

2－3．対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において規定された温室効果ガスは 7 種類ありますが、本計画では排出比率の 91.7%を占めている二酸化炭素(CO₂)を最初のターゲットとします。温室効果ガスの大部分を占める CO₂の対策を優先しながら、残る温室効果ガスについても今後の計画見直し時で対象への組み入れを検討し、最終的な 2050 年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出ゼロ）に向け取り組んでいきます。

表 2-3-1 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動	比率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等	91.4
	非エネルギー起源CO ₂ ※	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分	
メタン(CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化	2.6
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化	1.5
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用	4.0
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄	0.2
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用	0.2
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造	0

（注） 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05未満

（単位：百万トンCO₂換算）

〔出典：環境省：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）、

および 2022 年度の温室効果ガス排出・吸収量（詳細）より作成〕

2－4．二酸化炭素排出量の算定方法

電気、灯油、重油などのエネルギー使用量に政省令等で定められている排出係数(※3)を用いて算出することとし、『地方公共団体実行計画策定・管理支援システム（LAPSS）』などの管理システムを活用し進めることとします。

3．磐梯町の地域特性

脱炭素社会を目指すためには、町の状況把握が欠かせません。磐梯町地域特性＝磐梯町のリソース（資源）を把握し的確な CO₂ 排出削減の施策検討に活用していきます。

例えば、土地利用状況の把握は広大な土地を必要とする再生可能エネルギーの導入検討への活用、人口（過去の推移と将来推計）のパートでは年代別確認もしていますが、エネルギー消費等への高齢化・少子化進行の影響把握を行う、気象状況把握では温暖化や気象の傾向から将来のエネルギー需要や供給に対する影響を予測する、等への活用となります。

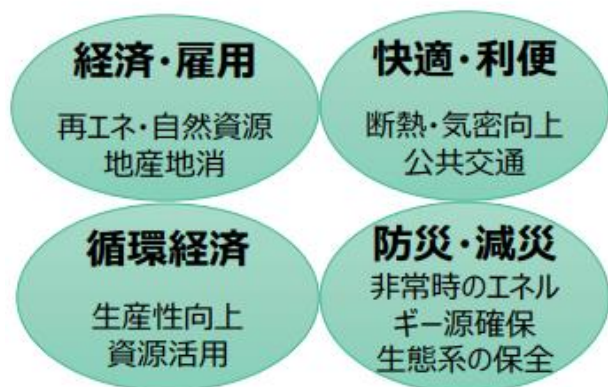
4－1．目標達成に向けた取り組み＜区域施策編＞

（1）脱炭素施策の考え方

「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献」

- ①一人一人が主体となって、今ある技術で取り組める
- ②再エネなどの地域資源を最大限に活用することで実現できる
- ③地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できる

図 4-1-1 脱炭素ロードマップのキーマッセージ



[出典：環境省 地域脱炭素ロードマップ]

(2) 部門別削減目標

表 4-1-1 部門別削減目標

単位：千t-CO₂

部門	分野	2013年度	2021年度	2030年度	2040年度
産業部門	製造業	52	50	31	18
	農林水産業	1	2	1	0
業務その他部門	－	61	80	49	29
家庭部門	－	6	4	4	1
運輸部門	－	8	7	6	4
廃棄物分野	－	0	1	0	0
端数	－	1	－	－	－
合計		129	144	91	52

(3) 各主体の取り組みと脱炭素のロードマップ

磐梯町の CO₂ 排出量の削減に向けて 3 つの基本施策と 3 つの付帯施策を定め、事業者、農林業、家庭、行政が実行していきます。特に町内の CO₂ 排出量の大部分を占める事業者の排出量の削減を推進する必要があります。取り組みが持続的になるように経済合理性は欠かせない重要な要素です。

旗振り役となる行政には主体性をもって事業者が取り組みやすい仕組みの共同検討・企画・運営・支援まで一連の取り組み推進が必要です。

〈基本施策〉

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

【2】施設の省エネルギー化の促進

【3】自動車対策

令和 12(2030)年までの目標達成を目指し、磐梯町での主な発生要因であり、削減効果が期待できる 3 施策に重点的に取り組みます。

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

事業性と持続性に優れた再生可能エネルギーの導入を推進するため、PPA モデルを軸に展開します。導入対象は、行政施設や事業者の施設・用地を中心に選定し、効率的な導入を進めます。さらに、設備導入にあたっては、国の方針に沿って助成金の活用も積極的に検討、推進します。

【2】施設の省エネルギー化の促進

専門家や専門事業者と連携し、町内の建築物のリノベーションを通じた脱炭素効果、経済性、および持続性を評価します。行政や事業者の既存建築物に対し、高断熱化などの外皮改修や高効率機器の導入を促進し、エネルギー効率の向上を図ります。さらに、設備の導入においては国の推進する方針に則り、助成金の活用についても併せて検討、推進します。

【3】自動車対策

CO₂排出削減と持続可能な交通システムの実現に向け、自動車の電動化と時代にあった移動サービスの活用を検討します。EV・FCVの普及を促進し、行政や事業者の公用車を優先的に電動化し、あわせてEV充電インフラの整備を強化します。

また、現在運用中のオンデマンド交通を含めて、ライドシェアやカーシェア、最新技術の利活用として自動運転の導入など、自家用車への依存を減らす検討も行い高齢者やご家族の負担を減らします。これらの施策を行政と事業者が連携して進め、脱炭素とともに、住民にとって快適な交通環境の実現を推進します。

〈関連施策〉

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

【5】CO₂吸収源対策

【6】普及啓発活動

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

会津広域処分場の焼却ごみは建て替えにより各自治体に焼却ごみの削減を求められています。磐梯町には最終処分場があり、焼却ごみの削減が延命につながるため、積極的に焼却ごみの削減を行い、広域の構成自治体へ意欲を示していきます。

また、事業系一般廃棄物（焼却ごみ）のうち、再生可能な資源である、生ごみ、プラスチックごみ、紙ごみの分別を強化します。特に生ごみにおいては、地域の未利用バイオマスとともに活用し、地域での循環型の仕組みづくりを行います。また町内外の事業者と連携しての持続可能な仕組みづくりを検討、推進します。

【5】CO₂吸収源対策

磐梯町は総面積の約64%を森林が占める、自然豊かな町です。森林は、大気中の二酸化炭素（CO₂）を吸収・固定する重要な役割を持ち、脱CO₂（カーボンニュートラル）の実現に不可欠な資源です。

本町では、森林のCO₂吸収力を高めるため、「企業の森」制度を導入し、民間からの資金調達を含めた持続可能な森林管理を推進していきます。また、CO₂のクレジット化を通じて森林資源を有効活用し、磐梯町と町内や都市部の企業との繋がりを具体化することで、地域の活性化に繋げる取り組みを検討、推進します。

【6】普及啓発活動

自然豊かで、名水百選に選ばれる水資源を誇る磐梯町が、将来にわたりこの恵まれた環境を守り、持続可能な生活を維持するためには、脱炭素の取り組みが不可欠です。行政は住民や事業者に向けた普及啓発活動を推進します。

具体的には、セミナーやフェスを通じ、脱炭素の重要性や磐梯町の生活との関わりを体験的に学べる場を提供します。また、町内で成果を上げた象徴的な取り組みを県や国の審査会へ積極的に応募し、磐梯町の環境保全活動を広く発信し、町の誇りへとつなげます。

さらに、学校教育と連携し次世代の環境意識を高める学習を実施します。行政・住民・企業が一体となり、磐梯町の豊かな自然を未来へ引き継ぐための行動を促します。

4－2．町域から排出される温室効果ガスの現況把握と将来推計＜区域施策編＞

(1) 二酸化炭素排出量の現状

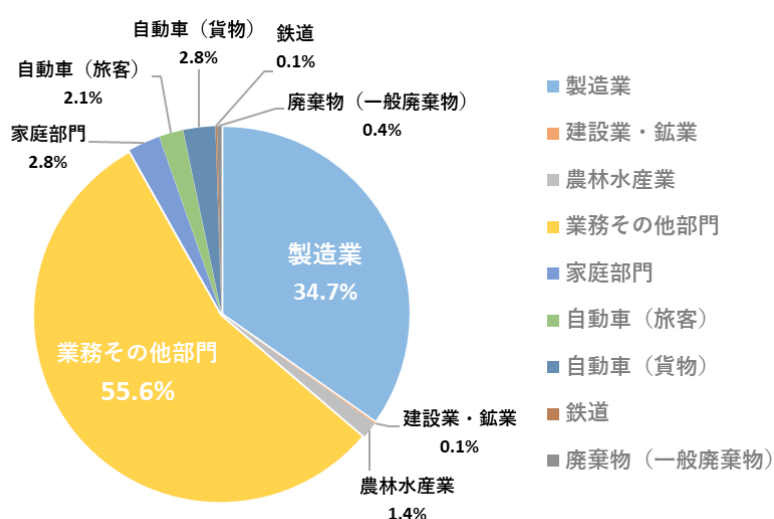
本町の二酸化炭素の総排出量は基準年度である 2013(平成 25)年度は 129 千 t-CO₂/年、2021(令和 3)年度は 144 千 t-CO₂/年と推計され、総量は増加傾向です。

人口減少により家庭の排出量は 2 千 t-CO₂/年が減少しているものの、業務そのほか部門で 19 千 t-CO₂/年の増加がみられます。

CO₂ 排出量全体の 90%を産業や業務そのほか部門が占めており、部門別の構成比では製造業 50 千 t-CO₂/年で、全体の 34.7%、業務その他部門が 80t-CO₂/年で、全体の 55.6%を占めております。次いで運輸部門で 4.9%、家庭で 2.8%を占めています。

なお、当計画を策定している 2024 年度においても人口減少は続いており、家庭の CO₂ 排出量は減少傾向ですが、業務においては町内の主要企業の業績は好調です。関連してエネルギー使用量も多くなり、全体の CO₂ 排出は増加しつつある状況と見込んでおります。

図 4-2-1 部門・分野別 CO₂ 排出量構成比 令和 3 年度（2021 年度）



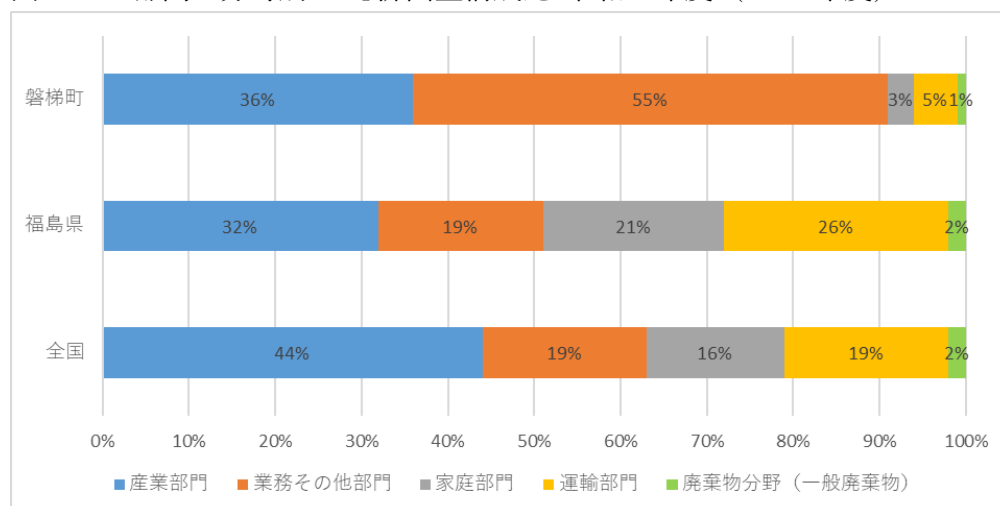
[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

表 4-2-1 部門・分野別 CO₂ 排出量構成比 令和 3 年度（2021 年度）

部門・分野	令和 3 年度排出量 (千t-CO ₂)	構成比
製造業	50	34.7%
建設業・鉱業	0.16	0.1%
農林水産業	2	1.4%
業務その他部門	80	55.6%
家庭部門	4	2.8%
自動車（旅客）	3	2.1%
自動車（貨物）	4	2.8%
鉄道	0.2	0.1%
廃棄物（一般廃棄物）	0.56	0.4%
合計	143.92	100.0%

[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-2 部門・分野別 CO₂ 排出量構成比 令和 3 年度（2021 年度）



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

（２）将来の温室効果ガス排出量に関する推計

詳細は以下の表・図をご参照ください。

（２）－１ BAU ケース（Business as Usual:現状趨勢）

磐梯町においては、人口減少などを受けて、自然減少の見通しとなります。現状 144 千 t-CO₂/年が、令和 12(2030)年には 126 t-CO₂/年、令和 22(2040)年には 107 t-CO₂/年の見通しです。ただし、特定事業者からの排出割合が多いため、特定事業者の動向で大きく左右されることが予想されます。

(2) - 2 取り組み推進ケース

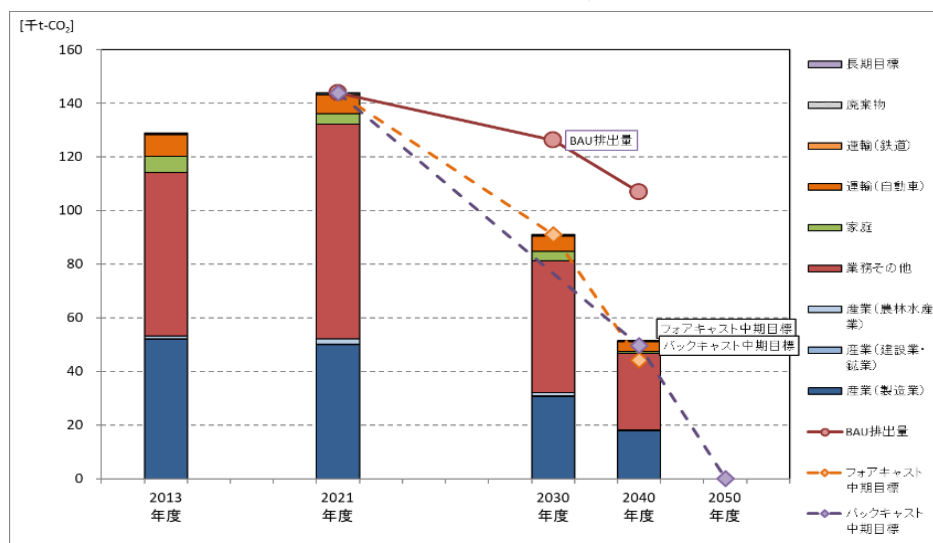
排出量の9割を占める特定事業者の取り組みを軸に、脱CO₂施策を推進します。現時点では取り組み実施ができていない状況のため、令和12(2030)年度では国が目標として掲げる平成25(2030)年度比で50%の削減までは至りませんが、35千t-CO₂/年、削減し29.4%の削減、2040年は55千t-CO₂削減し60.0%の削減を目指し、令和32(2050)年度までにゼロカーボンを達成する土壌を作っていきます。

表 4-2-2 温室効果ガス排出量の実績と目標（BAU ケース、F 中期目標、B 中期目標）

ガス種	部門／分野			総量目標									
				基準年	現状年	短期目標年				中期目標			
				2013年度	2021年度	2030年度				2040年度			
				排出量 電力排出係 数固定前		排出量 電力排出係 数固定前		BAU排出量	削減目標量	目標排出量	基準年比 削減率	BAU排出量	削減目標量
エネルギー起 源CO ₂	産業部門	製造業	52	50	44	13	31	41.0%	37	19	18	65.7%	
		建設業・鉱業	0	0	0	0	0	33.2%	0	0	0	43.4%	
		農林水産業	1	2	2	0	1	-40.2%	1	1	0	74.7%	
		小計	53	52	46	13	32	39.4%	39	21	18	65.8%	
	業務その他部門		61	80	70	21	49	19.5%	59	31	29	53.2%	
	家庭部門		6	4	4	0	4	41.6%	3	2	1	89.6%	
	運輸部門	自動車	旅客	4	3	3	1	2	47.4%	2	2	1	82.2%
			貨物	4	4	4	0	4	12.4%	3	0	3	25.7%
		鉄道	0	0	0	0	0	39.6%	0	0	0	48.8%	
		船舶											
		航空											
		小計	8	7	6	1	6	30.2%	5	2	4	53.8%	
	エネルギー起 源CO ₂ 以外	工業プロセス分野											
廃棄物分野		一般廃棄物	0	1	0	0	0	-11.6%	0	0	0	5.4%	
		産業廃棄物											
小計		0	1	0	0	0	-11.6%	0	0	0	5.4%		
農業分野													
代替フロン等4ガス分野													
吸収					0			0					
合計			129	144	126	35	91	29.4%	107	55	52	60.0%	
合計（吸収による削減量を加味しない場合）			129	144	126	35	91	29.4%	107	55	52	60.0%	

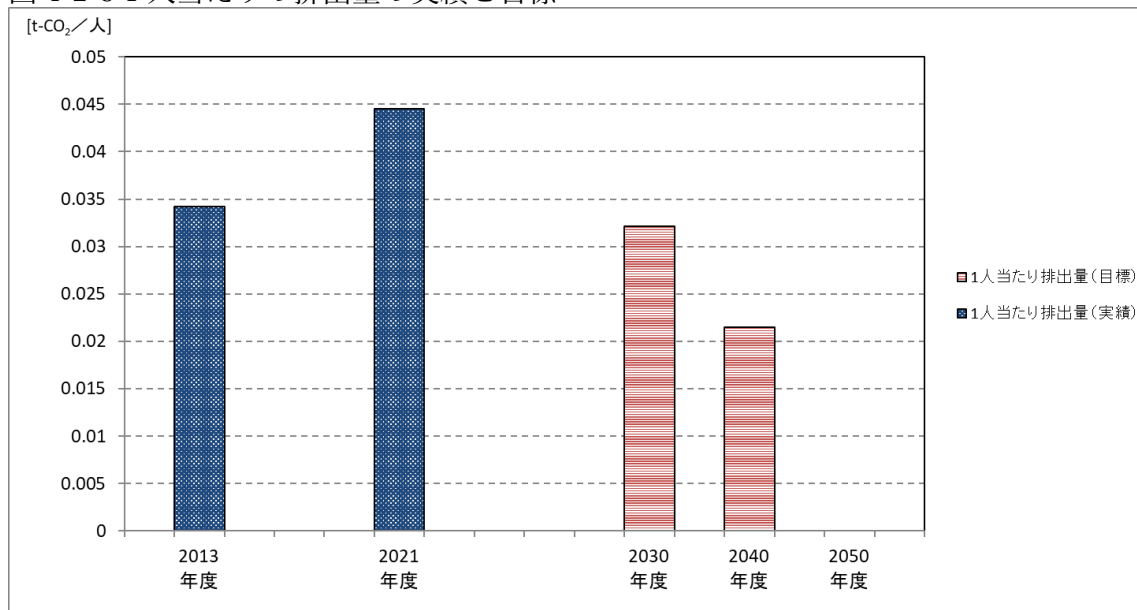
[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-4 温室効果ガス排出量の実績と目標（BAU ケース、F 中期目標、B 中期目標）



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-5 1人当たりの排出量の実績と目標



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

4－3．脱 CO₂計画の策定と温室効果ガスの排出削減目標＜区域施策編＞

(1) 取り組みの基本方針

町の将来像である『自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり』を目指し、本町の恵まれた自然環境を継承するため、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進していきます。省エネルギー施策による脱炭素型ライフスタイルの普及、再生可能エネルギーの地域内利用、森林管理による二酸化炭素吸収対策に取り組めます。

(2) 目標設定の考え方

本町では令和 5 (2023)年 9 月にゼロカーボン宣言を行いました。令和 32 (2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

(3) 二酸化炭素の削減目標

令和 12 (2030)年度までに、基準年度(平成 25(2013)年度)と比較して、森林による二酸化炭素の吸収量を含まずに 29.4%の削減を目標とします。特定事業者（製造業、業務そのほか部門）で全体の排出量の 90%を占めるため、企業との連携した対応を軸に削減施策を推進していきます。

表 4-3-1 二酸化炭素の削減目標

	年度	排出量	削減率
基準年度	2013(平成 25)	129 千t-CO ₂ /年	
現状年度	2021(令和 3)	144 千t-CO ₂ /年	-11.6%
短期目標年度	2030(令和 12)	91 千t-CO ₂ /年	29.4%
中期目標年度	2040(令和 22)	52 千t-CO ₂ /年	60.0%

4-4. 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル＜区域施策編＞

磐梯町の脱CO₂の施策を推進するために、現状の再生可能エネルギーの導入状況と、今後の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて記載します。

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町において、再生可能エネルギーの導入状況としては、現時点では太陽光発電システムに限られております。令和5(2023)年度に商業運転を開始した設備容量35MWのメガソーラーの他、1MW～2MWのメガソーラー発電所2か所あり、再生可能エネルギーの拡大に貢献してきました。

設備容量としては町内で必要な電力使用量の大部分を再生可能エネルギーで賄うことができる容量が確保されていますが、ほぼ全量がFIT制度で売電されており町内での地域電力の利用実績がほとんどない状況です。

今後は町内での脱炭素を目指し、地域の資源を地域で活用するスキームを構築することで、地域が意欲的に取り組むことができる再生可能エネルギー施設を新たに設備導入する必要があります。また、熱エネルギーについても再生可能エネルギーの導入実績はないため、省エネ施策によるエネルギー消費量の削減と並行して全量相当を新たに設備導入する必要があります。

表 4-4-1 再生可能エネルギーの導入状況

NO	発電種類	設備容量 (MW)	うち自家発電設備併設 (MW)	発電電力量 (MWh/年)
1	太陽光発電 (建物系)	0	0	299
2	太陽光発電 (土地系)	38	0	50,699
3	風力発電	0	0	0
4	水力発電	0	0	0
5	木質バイオマス発電	0	0	0
6	合計	39	0	50,998

[出典：FIT 認定 (磐梯町) データ (2024 年 3 月時点)]

表 4-4-2 需要量に関する情報

区域の電気使用量	58,052	MWh/年
熱需要量	239,512	GJ/年

[出典：環境省 自治体再エネ情報カルテ (概要版)]

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量を指します。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

表 4-4-3 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法 ※自治体再エネ情報カルテから引用
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	環境省指定の案分法をポテンシャルとする
	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
熱	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	環境省指定の案分法をポテンシャルとする

表 7-2 再生可能エネルギー（電気）

※木質バイオマスは利用可能量（賦存量の 10%）全量電気利用換算の場合

大区分	導入ポテンシャル	単位	割合
太陽光発電	271,789	MWh/年	80.92%
風力発電	35,815	MWh/年	10.66%
中小水力発電	28,214	MWh/年	8.40%
地熱発電	73	MWh/年	0.02%
木質バイオマス発電	0	MWh/年	0.00%
再生可能エネルギー（電気）合計	335,891	MWh/年	100.00%

[出典：REPOS より作成]

表 7-3 再生可能エネルギー（熱）

※木質バイオマスは利用可能量（賦存量の 10%）全量電気利用換算の場合

大区分	導入ポテンシャル	単位	割合
太陽熱	39,351	GJ/年	15.21%
地中熱	214,282	GJ/年	82.84%
木質バイオマス 熱利用	5,050	GJ/年	1.95%
再生可能エネルギー（熱）合計	258,683	GJ/年	100.00%

[出典：REPOS より作成]

<区域施策編補足>各主体の取り組み一覧

◆事業者の取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	事業所屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		P P A（※4）やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入
		暖房として事務所へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	事業所の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		浄化槽の省エネ改修交換（高効率ブロワ等）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トップランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
3	自動車対策	B E M S（※5）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
		Z E B（※6）への改修
		ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	公共交通、共同輸配送の推進
		電気自動車のための充電スタンドの整備
		事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町内の森林経営への参加
		町内で生産されたCO ₂ クレジットの利活用
		町内での有機農業、無農薬農業への参画
		事業所の樹木維持、緑化
6	普及啓発活動	環境イベントへの支援や参加
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

◆農林業での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	農地を活用して営農を継続しながらの営農型太陽光発電事業（ソーラーシェアリング）の設置

		地域バイオマスを活用した小型バイオマスボイラーの導入
		牛糞、もみ殻のバイオマス資源利用
2	施設の省エネルギー化の促進	施設園芸への省エネ設備導入
		省エネ農機の導入
3	廃棄物削減と循環型社会の推進	地域バイオマス資源を活用した循環型農業の推進
4	CO ₂ 吸収源対策	間伐と主伐再生造林の推進
		バイオマス燃料の生産と利用
5	普及啓発活動	環境イベントへの支援や参加
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

◆家庭での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギー設備等の導入	住宅の屋根や未利用地などへの太陽光発電設置による電力の自給自足
		薪ストーブ・ペレットストーブによる熱利用と木材の地産地消
		太陽熱温水器による熱利用
		再生可能エネルギーを基にした電力への切り替え
2	省エネルギー対策	住宅における断熱改修（窓改修や部分断熱含む）や高断熱住宅の建築
		ヒートポンプ給湯器などの高効率給湯器への買い換えや節水・節湯水栓への交換
		LED照明などの高効率照明への買い換え
		省エネ型家電製品への買い換え（冷蔵庫、テレビ、エアコン等）
3	自動車対策	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車への乗り換え
		デマンドタクシーやバス、鉄道、自転車の利用
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	ごみの分別と再資源化フローの構築
		生ごみのコンポスト化
		地域バイオマス資源を活用した循環型農業の推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町産材を利用した住宅の新築やリフォームによる木材の地産地消
		地元産農産物の継続的な購入、利用
6	森林吸収源対策	住宅の樹木維持、緑のカーテンなどの緑化と日射対策
		財産区等の森林の間伐と利活用に取り組む

◆行政での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	庁舎、町関連施設屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		PPA（※4）やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入

		暖房として庁舎、町関連施設へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	庁舎、町関連施設の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トップランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
		B E M S（※5）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
		Z E B（※6）への改修
3	自動車対策	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
		公共交通、共同輸配送の推進
		電気自動車のための充電スタンドの整備
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町内森林管理の強化
		町内での有機農業、無農薬農業促進
		庁舎、町関連施設の樹木維持、緑化
6	普及啓発活動	環境イベントへの支援
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

5－1．対象とする範囲＜事務事業編＞

町の全ての事務事業及び出先機関を対象範囲とします。

表 5-1-1 対象とする施設等一覧

施 設 名	施 設 名
磐梯町役場庁舎（行政経営課）	磐梯町民体育館（町民課）
磐梯町保健福祉センター（町民課）	ふれあいセンター（教育課）
磐梯町保育所（教育課）	多目的広場・備蓄倉庫（教育課）
磐梯町児童館（教育課）	資料館・外トイレ（文化課）
磐梯町こども館（教育課）	慧日寺金堂・休憩所（文化課）
磐梯幼稚園（教育課）	水道施設（建設課）
磐梯第一小学校（教育課）	下水道施設（建設課）
磐梯第二小学校（教育課）	建設車庫（建設課）
磐梯中学校（教育課）	地下道・外灯（建設課）
磐梯町中央公民館（教育課）	公用車（各課）

5－2．基準年度における温室効果ガス排出状況＜事務事業編＞

基準年度（平成 25(2013)年度）における本町の事務事業からの温室効果ガス総排出量は、1,086,545kg-CO₂ となり、基準年度における区分別の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は次のとおりとなります。

表 5-2-1 車両及び施設からの二酸化炭素排出量

区分	基準年度（2013 年度） 二酸化炭素排出量 kg-CO ₂
車両	1 4 4, 2 2 5
施設	9 4 2, 3 2 0
合計	1, 0 8 6, 5 4 5

5－3．温室効果ガスの排出削減目標＜事務事業編＞

短期・中期計画目標年度までの温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

短期目標 2030 年度までに、2013 年度比で約 30％削減

中期目標 2040 年度までに、2013 年度比で約 60％削減

表 5-3-1 温室効果ガスの排出削減目標

項目	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (短期目標年度)	2040 年度 (中期目標年度)
一般の事務事業からの排出量	7 6 2, 7 3 2	5 3 3, 9 1 2	3 0 5, 0 9 2
		▲ 3 0. 0 %	▲ 6 0. 0 %
供給処理からの排出量	3 2 3, 8 1 3	2 2 6, 6 6 9	1 2 9, 5 2 5
		▲ 3 0. 0 %	▲ 6 0. 0 %
総排出量	1, 0 8 6, 5 4 5	7 6 0, 5 8 1	4 3 4, 6 1 7

5－4．具体的な取り組み＜事務事業編＞

(1) 行政の取り組みと脱炭素のロードマップ

本町の CO₂排出において事業者の占める割合は極めて大きいものとなり、その削減に向けては働きかけに留まらず協働の姿勢で取り組む必要があります。

〈基本施策〉

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

【2】施設の省エネルギー化の促進

【3】自動車対策

〈関連施策〉

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

【5】CO₂吸収源対策

【6】普及啓発活動

◆行政での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	庁舎、町関連施設屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		P P A（※4）やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入
		暖房として庁舎、町関連施設へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	庁舎、町関連施設の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トッランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
		B E M S（※5）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
3	自動車対策	Z E B（※6）への改修
		ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
		公共交通、共同輸配送の推進
4	CO ₂ 吸収源対策	電気自動車のための充電スタンドの整備
		事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
		町内森林管理の強化
		町内での有機農業、無農薬農業促進
5	普及啓発活動への貢献	庁舎、町関連施設の樹木維持、緑化
		環境イベントの支援
6		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

6. 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討

「福島県の気候変動と影響の予測」及び「気候変動影響評価報告書（令和2年12月、環境省）」等をもとに、現時点ですでに気候変動の影響が生じている、または特に気候変動の影響の大きいと考えられる分野・項目を列挙しています。国・県で定める気候変動対策を確認するとともに、それぞれの取組方向性と適応策について、本町に関連する分野・項目を対象に対応を進めてまいります。

表 6-1-1 適応策の分野・項目及び気候変動影響評価報告書における評価（福島県）

※磐梯町と関係性の低い項目については灰色網掛け

本県で実施する適応策の分野・項目			気候変動適応報告書に おける評価			県の評価からの 本町評価 ※重大性は県準拠	
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	緊急性	確信度
農業、林業、水産業	農業	水稲	●	●	●	●	●
		野菜等	◆	●	▲	●	●
		果樹	●	●	●	●	●
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	▲	▲
		畜産	●	●	▲	●	●
		病虫害・雑草等	●	●	●	●	●
		農業生産基盤	●	●	●	●	●
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲		
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲		
		増養殖業	●	●	▲		
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲		
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	●	●
		河川	◆	▲	■	▲	■
		沿岸域及び閉鎖	◆	▲	▲		

		性海域					
	水 資 源	水供給(地表水)	●	●	●	●	●
自然生態 系	陸域生態 系	高山・亜高山帯	●	●	▲	●	▲
		野生鳥獣の影響	●	●	■	●	▲
自 然 災 害・沿岸 域	河川	洪水	●	●	●	●	●
	沿岸	海岸侵食	●	▲	●		
	山地	土石流・地すべ り等	●	●	●	●	●
	複合的な 災害影響		※評価結果の記載なし				
健康	暑熱	熱中症等	●	●	●	●	●
	感 染 症	節足動物媒介感 染症	●	●	▲	●	▲
	そ の 他	温暖化と大気汚 染の複合影響	◆	▲	▲	▲	▲
産業・経 済活動	エネルギ ー	エネルギー需 給	◆	■	▲	▲	▲
	製造業		●	▲	▲	●	●
国 民 生 活・都市 生活	都 市 イ ンフラ・ ラ イ フ ラ イ ン 等	水道、交通等	●	●	●	●	●

【重大性】	【緊急性】【確信度】
●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる －：現状では評価できない	●：高い ▲：中程度 ■：低い －：現状では評価できない

7－1．計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国・県・近隣自治体、及び町民・事業者/団体等と協力・連携を行い、町一体として推進していきます。

計画の着実推進のため、令和5(2023)年4月より設置の「磐梯町サステイナブル推進戦略会議（現：磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議）」を中心に、令和6(2024)年12月に設置の「磐梯町サステイナブルタウン推進パートナー協議会」とも連携・協働し、計画の報告・評価をするとともに、新たな施策や事業の拡充を検討します。結果は町のホームページ・広報によって、町民・事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

「磐梯町地球温暖化実行計画【事務事業編】【区域施策編】」を連動させながら、進捗状況を管理し、本町全体における地球温暖化対策の強化を図ります。

【サステイナブルタウン推進戦略会議】

毎月の定例で開催している磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議を当計画の意思決定会議として設定します。

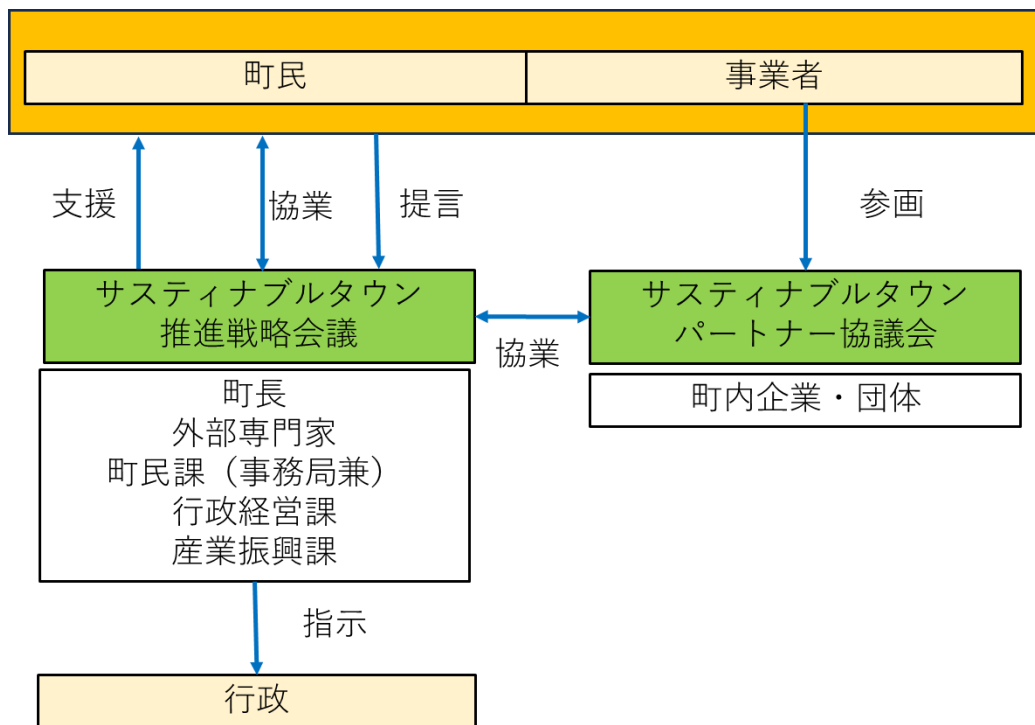
当会議では、循環型地域づくりの実現、脱CO₂、ネイチャーポジティブの3つの軸をもって協議を進めております。毎月の取り組みの内容や進捗を当会議で、報告、確認し、次月以降の施策を速やかに決定し、推進していきます。

【サステイナブルタウン推進パートナー協議会】

令和6(2024)年10月1日（火）に磐梯町と磐梯町内で事業を営む8つの主要企業・団体の間で、「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」を締結しました。

当協議会は令和6(2024)年12月に立ち上げ、パートナー企業と年間2回程度会合を開催して、特定事業者を含む主要企業・団体の持続可能な取り組みについて進捗の確認や取り組みについての支援、行政と共同での企画を推進していきます。

図 7-1-1 推進体制



【町民の役割】

- ・家庭における省エネルギーに取り組み、環境負荷の少ない地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを目指します。
- ・家庭に設置できるような再生可能エネルギーを国や県、町などの支援制度を有効に活用しながら、積極的に導入します。
- ・焼却ごみの削減、再資源化推進のための分別、エコドライブの実施などを積極的行います。

【事業者の役割】

- ・事業者は、産業活動の中で多様なエネルギーを消費していることから、国などが実施する各種支援制度などを有効に活用しながら、事業所や設備等の省 エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。

【行政の役割】

- ・本町の特性を活かすことができる計画を策定し、その実現に向けた施策や支援策の展開を図ります。
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、町民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、町民への普及、啓発を図ります。
- ・国や県の動向を把握しながら、有効な各種支援制度の活用や情報提供を行います。
- ・将来を担う子ども達に対し、学校教育の一環としてエネルギー問題や環境問題を積極的に取り入れ、町の取り組みについての学習と、将来に向けた人材育成を図ります。
- ・省エネルギーや再生可能エネルギーの推進は、エネルギー問題や地球温暖化対策のためだけではなく、持続可能なまちづくりへの取り組みとなることから、推進体制を整備します。
- ・地球温暖化対策推進会議(仮称)を設置し、町一体となった取り組みを推進します。

7-2. 進捗管理・点検・評価・進捗状況の公表

(1) 進捗の管理方法

事務局はPDCAサイクルにより進捗状況を把握し、年間1回の点検を行います。期間の実施状況を管理していきます。進捗の把握についてはLAPPS（Local Action Plan Supporting Systemの略称、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）等の管理システムを活用します。

図 7-2-1 実施状況管理手順

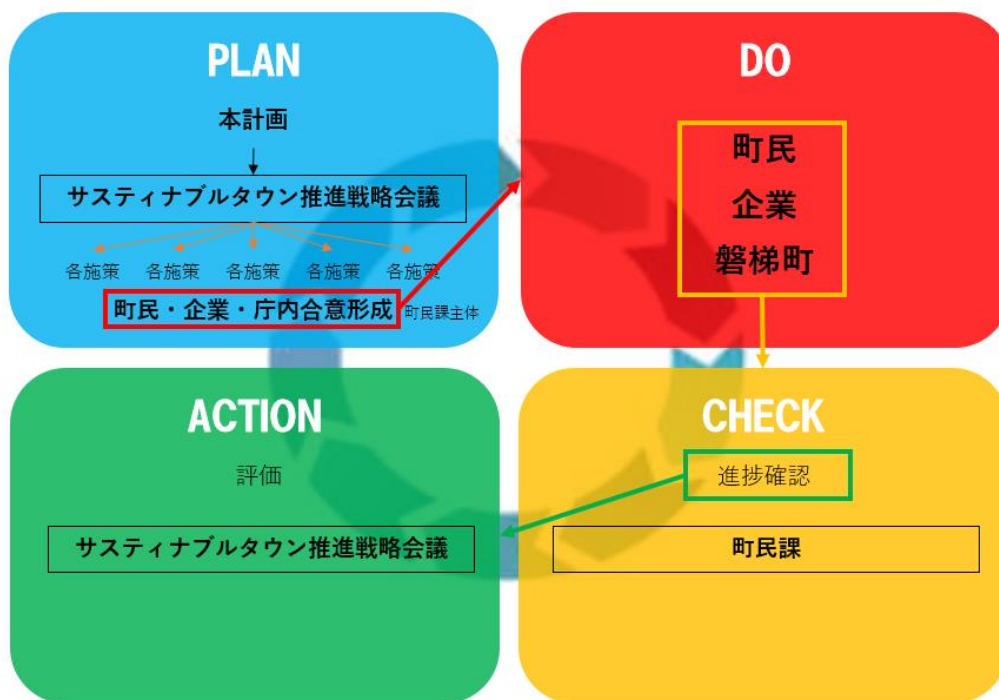
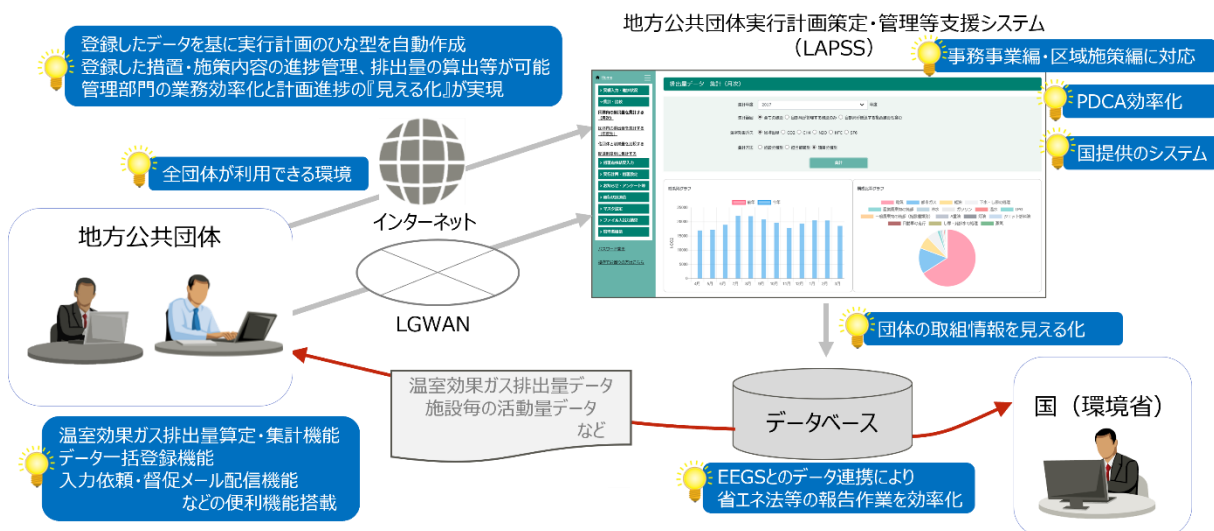


図 7-2-2 LAPPS



[出典：環境省 HP]

(2) 進捗管理項目

- ①二酸化炭素排出量の調査及び集計
- ②省エネ行動（活動量）に係る取組実績の調査及び集計
- ③事務局による点検結果取りまとめ、サステイナブルタウン推進戦略会議で進捗報告および評価のうえ、庁内課長会議での報告実施
- ④進捗状況の年次公表（町広報誌・ホームページ）

(3) 計画の見直し

毎年の中間見直しを行うとともに、必要に応じて計画全体の見直しを行い、状況の変化に適切に対応していきます。